

# 学校いじめ防止基本方針

盛岡市立河南中学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」はいじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。そのために組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。

こうした中、本校では、半世紀続く「自立（律）・協力・向上」の校訓を心に、あるべき自己・集団の姿を求める、逞しい心身、自他を敬愛する知性、実践力のある生徒の育成を学校教育目標として日々の教育活動に取り組んでおり、この教育目標に基づき、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

なお、いじめはどの生徒にも起こりうることでありという認識を教師が持つことが重要で、また生徒の生命を守ることに直接的につながるという認識・危機管理が必要である。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【いじめ防止対策推進法第2条】

本校では、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、当該児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義する。行為の意図の有無や軽重にかかわらず、SNS等を介した言動も含め、広く柔軟に捉えることを基本とする。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめの多くは人間関係のトラブルを発端としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会、行政などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

### 4 いじめの解消

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）

む) が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

## (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) いじめについての共通理解をすることで、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- (2) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保証するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力(の素地)を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (6) 行事、部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育む事が出来るよう務める。
- (7) 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- (8) 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### 2 継続して行う取組

- 朝読書に取り組むことで豊かな心を育み、落ち着いた気持ちで一日の学校生活をスタートさせられる効果が見込まれる。
- 学級目標づくり
- 各教科授業での班やグループ活動
- 宿泊行事において、班での学習・体験を通して相互理解と協力
- 長期休業前の生活指導(五動態ノートを活用)
- 体育祭、文化活動発表会を通して、集団の一員としての自覚と責任

### 3 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分にも他人にも共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性も互いに認め合い、共に成長していく力を育む。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

### 4 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。  
また、いじめ解決のために調査・指導等の取組を中心的に担う「いじめ対応チーム」を組織する。

**【いじめ対策委員会：構成員】**

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、  
スクールカウンセラー、PTA代表

**【いじめ対応チーム：構成員】**

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他必要な職員

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置付け）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）

年間計画

月	活動内容
4	生徒指導研修・小学校からの一年生情報交換・宿泊行事等体験活動・教育相談・街頭指導
5	授業参観・体育祭・宿泊行事等体験活動・ごみゼロ運動・学校生活アンケート
6	QU検査・学校生活アンケート・教育相談週間・街頭指導
7	個人面談・地域パトロール・夏休み地区奉仕活動・学校生活アンケート
8	生徒指導研修・学校生活アンケート・街頭指導
9	学校生活アンケート
10	文化活動発表会・オープンスクール・学校生活アンケート・街頭指導
11	QU検査・いじめアンケート（生徒・保護者）・教育相談週間
12	個人面談・学校生活アンケート
1	学校生活アンケート
2	授業参観懇談会・新入生保護者説明会（携帯末端に関わる説明など）・学校生活アンケート（生徒・保護者）
3	小中学校による新一年生情報交換・まとめ

(3) 開催時期

いじめ事案発生時には緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

**5 家庭・地域との連携**

- (1) 学校のいじめ防止基本方針を学校通信等に掲載するなどして、保護者に協力を呼びかける。
- (2) オープンスクールや授業参観等において保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

**6 教職員研修**

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題にかかわる校内研修会 年1回（1月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年1回（10月）

**III いじめ早期発見のための取組**

**1 いじめ早期発見のために**

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関

係を築くように心がける。

- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。  
(学級担任は、五動態を活用する。)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。【実施から5年間保管】

- (1) 生徒を対象としたいじめアンケート調査（教育相談アンケート）  
年9回（5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月）
- (2) 保護者を対象としたいじめアンケート調査 年2回（11月、2月）

## 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意をはらうこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・担任・生徒指導主事
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長・生徒指導主事
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・・・・・全職員・所轄警察署

## IV いじめの問題に対する早期対応

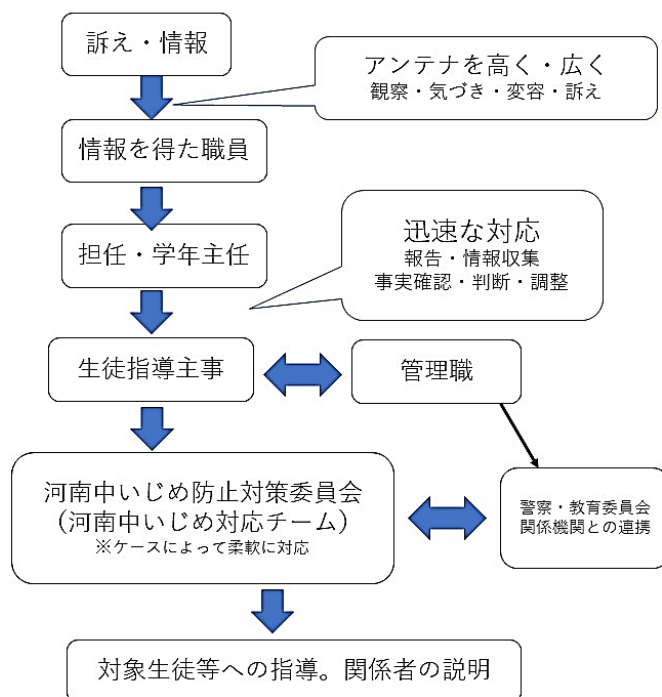
### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。

- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。



### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。プロバイダなどに情報の削除を求める。その際、案件によっては保護者が行動することを基本とする。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合      ○身体に重大な障害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合      ○精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条①】

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

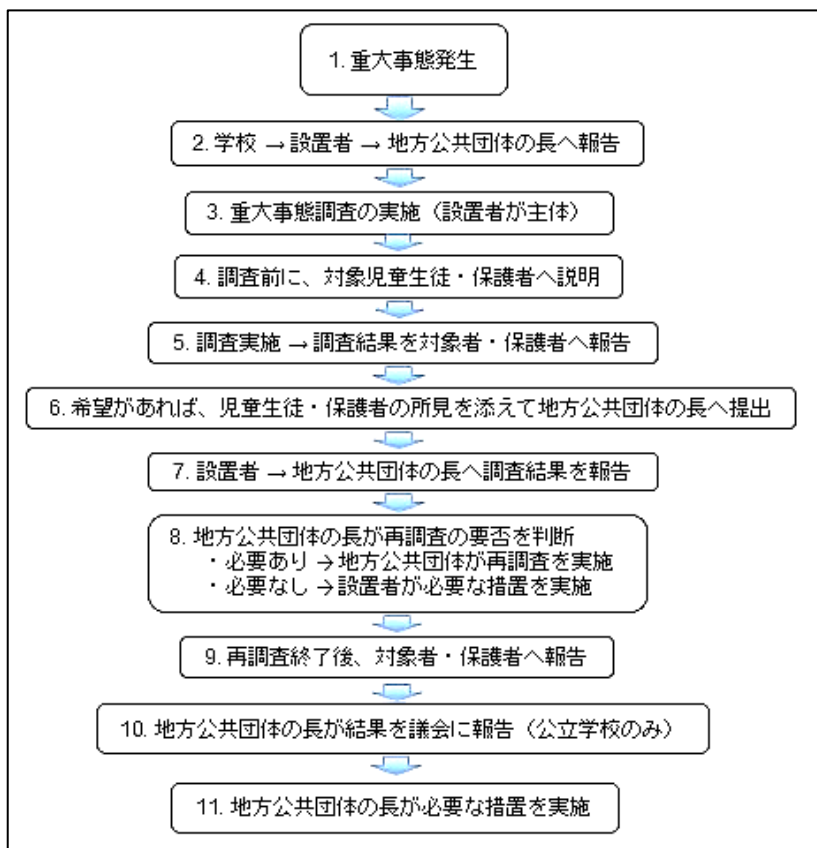
#### ◇学校が調査の主体となる場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害生徒及び被害生徒保護者に対し、調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。\*個人情報に配慮
- (7) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

#### ◇教育委員会が調査の主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。



## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加える。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 学校いじめ防止基本方針の改定について

「いじめ防止対策委員会」で必要があると認められたときは見直しを行い、改定して改めて公表する。

### 2 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。また、諸会議を効率的に進め教員不在状態での生徒の放課後活動は行わないことを原則とする。

### 3 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。